

【伊藤鋼業 許可一覧】

令和7年3月20日現在

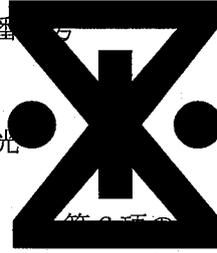
	許可都道府県	許可番号	許可の年月日	許可の有効期限	事業範囲													許可の範囲								
					燃えがら	汚泥	廃油	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず	がれき類	廃酸	廃アルカリ	水銀製品	石綿含有	積替保管	許可の範囲						
処分	尼崎市	第7120-016727号	令和3年6月7日	令和10年6月6日				○					○	○	○						○	○	有	破碎、選別による資源化再利用		
								○	○	○																破碎
								○																		
普通収運	尼崎市	第7110-016727号	令和3年6月7日	令和10年6月6日	○	○	○	○	○	○			○	○	○					○	○	有	*1、2、3 汚泥の積替保管は廃乾電池に限る			
											○														無	*1、2、3
	兵庫県	第02801016727号	令和3年8月18日	令和10年8月17日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	*1				
	大阪府	第02700016727号	令和3年11月24日	令和10年11月23日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	—				
	京都府	第02601016727号	令和3年5月26日	令和10年5月25日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	—				
	奈良県	第02900016727号	令和4年3月30日	令和11年3月29日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	—				
	滋賀県	第02501016727号	令和3年12月13日	令和10年12月12日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	—				
	和歌山県	第03000016727号	令和6年11月27日	令和10年4月26日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	—				
	三重県	第02400016727号	令和6年10月25日	令和11年10月24日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	—				
	徳島県	第3600016727号	令和3年6月1日	令和10年5月31日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	—				
	香川県	第03709016727号	令和6年10月28日	令和10年8月2日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	—				
	岡山県	第03308016727号	令和6年10月24日	令和10年7月4日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	—				
愛知県	第02300016727号	令和6年12月3日	令和10年10月10日			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	無	—					
特管収運	尼崎市	第7168-016727号	令和3年6月7日	令和10年6月6日															○	○	有	*1、2、3 積替積保は廃バッテリーに限る				
																								無	*1	
	兵庫県	第02851016727号	令和3年8月18日	令和10年8月17日															○	○	無	*1				
	大阪府	第02750016727号	令和3年11月24日	令和10年11月23日															○	○	無	—				
	京都府	第02651016727号	令和3年5月26日	令和10年5月25日															○	○	無	—				
	奈良県	第02950016727号	令和4年3月30日	令和11年3月29日															○	○	無	—				
	滋賀県	第02551016727号	令和3年12月13日	令和10年12月12日															○	○	無	—				
	和歌山県	第03050016727号	令和3年4月27日	令和10年4月26日															○	○	無	—				
	三重県	第02450016727号	令和6年10月25日	令和11年10月24日															○	○	無	—				
	徳島県	第03650016727号	令和6年11月19日	令和11年11月18日															○	○	無	—				
	香川県	第03759016727号	令和6年10月28日	令和11年10月27日															○	○	無	—				
	岡山県	第03350016727号	令和6年10月24日	令和11年10月23日															○	○	無	—				
愛知県	第02350016727号	令和6年12月3日	令和11年12月2日															○	○	無	—					

- *1 当該産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入れの条件を遵守すること。
- *2 保管施設の維持管理を適切に行い、当該産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- *3 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

※ 特別管理産業廃棄物については特定有害物質を含まないものに限る(京都府以外)
 京都府特別管理産業廃棄物収集運搬業許可については「廃酸」のみ水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。

産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号
 名 称 伊藤鋼業株式会社
 代 表 者 代表取締役 伊藤 英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 松本



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 6 月 7 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 10 年 6 月 6 日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理業 (破砕、選別による資源化再利用)

取扱産業廃棄物の種類 (以下、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

- ① 廃プラスチック類
 - ② 金属くず
 - ③ ガラスくず・コンクリートくず (工作物の除去等を除く) 及び陶磁器くず
 - ④ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 以上4種類 (①③④は、石綿含有産業廃棄物を除く。)

(2) 中間処理業 (破砕)

取扱産業廃棄物の種類 (以下、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

- ① 廃プラスチック類
 - ② 紙くず
 - ③ 木くず
- 以上3種類 (①は、石綿含有産業廃棄物を除く。)

(3) 中間処理業 (廃プラスチック類の熔融減容)

取扱産業廃棄物の種類 (以下、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

- ① 廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)
- 以上1種類 (①は、石綿含有産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	廃プラスチック類の破砕施設(※1)	廃プラスチック類の破砕施設(※2)	がれき類の破砕施設(※2)
設置場所	兵庫県尼崎市東浜町1番6号		
設置年月日	平成16年7月20日	平成27年11月17日	平成16年7月20日
処理能力	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず 292t/日	廃プラスチック類 48t/日 金属くず 240t/日 ガラスくず 296t/日	がれき類 240.9t/日
許可年月日	平成15年11月28日	平成27年10月19日	平成19年11月13日
許可番号	915001	927001	919001
施設の種類の	廃プラスチック類の熔融減容施設(※2)	廃プラスチック類、紙くず、木くずの破砕施設(※2)	
設置場所	兵庫県尼崎市東浜町1番6号		
設置年月日	令和5年12月6日	平成20年5月21日	
処理能力	廃プラスチック類 0.16t/日	廃プラスチック類 2.424t/日 紙くず 1.176t/日 木くず 3.8t/日	

※1 処理能力は、3種類の産業廃棄物を同時に処理したものである。

※2 処理能力は、それぞれ1種類の産業廃棄物の単独処理時のものである。

(裏面に続く。)

複写禁止

3. 許可の条件

- (1) 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (2) 当該処理施設の受入基準を遵守すること。
- (3) 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 3 月 29 日	新規許可	平成 31 年 3 月 29 日	更新許可
平成 19 年 12 月 3 日	変更許可 (品目の追加)	令和 3 年 6 月 7 日	更新許可
平成 20 年 6 月 2 日	変更許可 (品目の追加)		

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

複写禁止

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番
名 称 伊藤鋼業株式会社
代 表 者 代表取締役 伊藤 英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲村 和美



許可の年月日 令和 3 年 6 月 7 日

許可の有効期限 令和 10 年 6 月 6 日

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬業 (積替え・保管を含まない。)

取扱産業廃棄物の種類(以下、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

- ① 燃え殻
 - ② 汚泥
 - ③ 廃油
 - ④ 紙くず
 - ⑤ 木くず
 - ⑥ 繊維くず
 - ⑦ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 以上7種類(①②は、水銀含有ばいじん等を含む。)

(2) 収集運搬業 (積替え・保管を含む。)

取扱産業廃棄物の種類(④⑦⑧については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

- ① 燃え殻
 - ② 汚泥(廃乾電池に限る。)
 - ③ 廃油
 - ④ 廃プラスチック類
 - ⑤ 紙くず
 - ⑥ 木くず
 - ⑦ 金属くず
 - ⑧ ガラスくず・コンクリートくず(工作物の除去等を除く。)及び陶磁器くず
 - ⑨ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 以上9種類(②は、水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務対象物を除く。))を含む。
(④⑧⑨は、石綿含有産業廃棄物を含む。)

(裏面に続く。)

複写禁止

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	兵庫県尼崎市東浜町1番6号	
面積	170.65m ²	
種類	保管上限	積み上げることができる高さ
燃え殻	2.6m ³	屋内保管
廃乾電池、廃計測器 (汚泥(*1)、廃プラスチック類(*2)、金属くず(*2)、ガラス・陶磁器くず(*2))	0.84m ³	屋内保管
廃プラスチック類	73.13m ³	屋内保管
紙くず	33.75m ³	屋内保管
木くず	25.5m ³	屋内保管
金属くず	48.75m ³	屋内保管
廃蛍光管 (廃プラスチック類(*1)、金属くず(*1)、ガラス・陶磁器くず(*1))	2.48m ³	屋内保管
がれき類	4.50m ³	屋内保管
廃油	1m ³	屋内保管
廃プラスチック類(*3)、金属くず、ガラス・陶磁器くず(*3) がれき類(*3)	36m ³	屋内保管
廃家電 (廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず)	24m ³	屋内保管

注) *1 は、水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務対象物を除く。)を含む。

*2 は、水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務対象物を含む。)を含む。

*3 は、石綿含有産業廃棄物に限る。

3. 許可の条件

- (1) 当該産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
- (2) 保管施設の維持管理を適切に行い、当該産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (3) 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 3 月 29 日	新規許可	平成 31 年 3 月 29 日	更新許可
平成 21 年 3 月 29 日	更新許可	令和 3 年 6 月 7 日	更新許可
平成 23 年 3 月 3 日	変更許可		

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以上

複写禁止



許可番号 第 02801016727 号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏 名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和3年8月18日

許可の有効年月日 令和10年8月17日

1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類

1. 汚泥（水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）
2. 廃油
3. 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
4. 紙くず
5. 木くず
6. 繊維くず
7. 金属くず
8. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
9. がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上 9 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

- | | | |
|------------|------|--------------|
| 平成7年2月17日 | 新規許可 | |
| 平成8年10月17日 | 変更許可 | （取扱産業廃棄物の追加） |
| 平成12年2月17日 | 更新許可 | |
| 平成17年2月17日 | 更新許可 | |
| 平成22年2月17日 | 更新許可 | |
| 平成23年5月23日 | 変更許可 | （取扱産業廃棄物の追加） |
| 平成27年2月17日 | 更新許可 | |
| 令和2年2月17日 | 更新許可 | |
| 令和3年8月18日 | 更新許可 | |
| 令和6年12月9日 | 変更許可 | （取扱産業廃棄物の追加） |

4. 積替え許可の有無

有
尼崎市 第 7110-016727 号

5. 規則第10条の9第2項の規定による許可証の提出の有無

無
複写禁止

許可番号 第02700016727号

産業廃棄物収集運搬業許可証

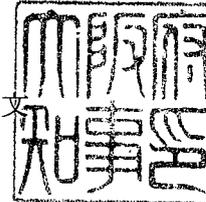
住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和3年11月24日

許可の有効年月日 令和10年11月23日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃油
- 3 廃プラスチック類
- 4 紙くず
- 5 木くず
- 6 繊維くず
- 7 金属くず
- 8 ガラスくず
- 9 がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上9種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成6年9月28日 当初許可

令和3年11月24日 更新許可

令和3年11月24日 優良認定

複写禁止

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和7年3月17日

許可の有効年月日 令和10年5月25日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥
- ②廃油（有機塩素系溶剤、タールピッチ類を除く。）
- ③廃プラスチック類
- ④紙くず
- ⑤木くず
- ⑥繊維くず
- ⑦金属くず
- ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑨がれき類

以上9種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成11年11月30日：当初許可
- 平成16年12月3日：更新許可
- 平成20年2月19日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：④⑤⑨）
- 平成21年11月30日：更新許可
- 平成23年5月26日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：②⑥）
- 平成26年11月30日：更新許可・変更届（②の限定の変更）
- 令和元年11月30日：更新許可
- 令和3年5月26日：更新許可（優良基準適合）
- 令和7年3月17日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

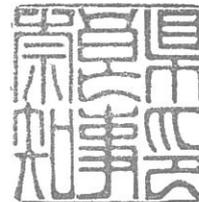
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏 名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2 第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 4年 3月30日

許可の有効年月日 令和 11年 3月29日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成 6年 9月30日 新規許可、
平成 10年 10月22日 変更届(住所)、
平成 11年 9月30日 更新許可、
平成 16年 9月30日 更新許可、
平成 17年 10月31日 変更届(代表者)、
平成 20年 4月24日 変更許可(紙・木・工の追加)、
平成 21年 9月30日 更新許可、
平成 21年 10月26日 変更届(住所)、
平成 23年 5月25日 変更許可(工(石綿含)に変更、油・織の追加)、
平成 26年 9月30日 更新許可、
令和 元年 9月30日 更新許可、
令和 4年 3月30日 更新許可、
令和 4年 3月30日 優良基準適合、
令和 6年 12月24日 変更許可(1品目追加(汚))

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

複写禁止

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏 名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 3 年 12 月 13 日

許可の有効年月日 令和 10 年 12 月 12 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類

汚泥（無機性汚泥に限る。）／廃油（タールピッチ類を除く。）／廃プラスチック類／紙くず
／木くず／繊維くず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 9項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 10 月 24 日	新規許可
令和 元 年 10 月 24 日	更新許可
令和 3 年 12 月 13 日	更新許可（優良認定）
令和 6 年 11 月 27 日	変更許可（1項目の追加）

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

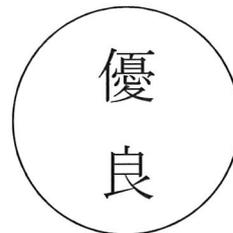
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

複写禁止

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号
名称 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸本周平



許可の年月日 令和6年11月27日

許可の有効年月日 令和10年4月26日

1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|----------|
| 1) 汚泥 | 6) 繊維くず |
| 2) 廃油 | 7) 金属くず |
| 3) 廃プラスチック類 | 8) ガラスくず |
| 4) 紙くず | 9) がれき類 |
| 5) 木くず | |

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるものなし

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの
1) 3) 8) 9)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成11年 3月19日 新規許可
平成31年 3月19日 更新許可
平成26年 3月19日 更新許可
令和3年 4月27日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

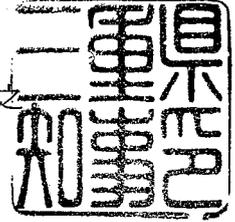
複写禁止

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号
氏名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 6年10月25日
許可の有効年月日 令和11年10月24日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上9種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 7月25日 新規許可

令和 3年11月 8日 更新許可(本来の許可の有効年月日(令和 5年 7月24日)を前倒し)

5. 積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

複写禁止

産業廃棄物収集運搬業許可証

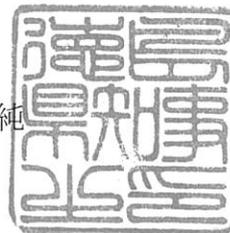
住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏 名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和3年6月1日

許可の有効年月日 令和10年5月31日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コシクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類(以上9種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

複写禁止

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年3月30日	新規許可
平成16年3月30日	更新許可
平成17年8月5日	変更届出 (代表取締役の変更)
平成21年3月30日	更新許可
平成21年10月27日	変更届出 (本店所在地の変更)
平成26年3月30日	更新許可
平成30年3月13日	変更届出 (水銀使用製品産業廃棄物の追加)
平成31年3月30日	更新許可
令和3年6月1日	更新許可
令和6年11月19日	変更許可 (汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物の追加)

以下余白

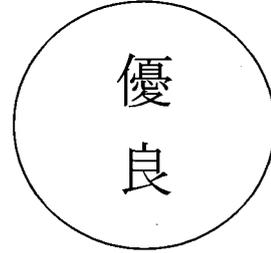
複写禁止



許可番号 03709016727

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号
氏名 伊藤鋼業 株式会社
代表取締役 伊藤 英光
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田 豊人



許可の年月日 令和6年10月28日

許可の有効年月日 令和10年8月2日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①汚泥②廃油③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦金属くず⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑨がれき類(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)以上

自動車等破砕物	含む。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年8月3日(当初許可)

平成23年8月3日(更新許可)

平成28年8月15日(更新許可)

令和3年8月3日(更新許可)

令和6年10月28日(変更許可)

5. 積替え許可の有無 存・無

市名 余 白 許可番号 余 白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

複写禁止

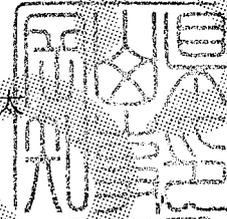
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号
名称 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和6年10月24日

許可の有効年月日 令和10年7月4日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成20年10月14日 新規許可
令和3年7月5日 更新許可
令和6年10月24日 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加)

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の9第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

複写禁止

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
			取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	—	—	—
2	汚泥	○	—	—
3	廃油	○	—	—
4	廃酸	—	—	—
5	廃アルカリ	—	—	—
6	廃プラスチック類	○	—	—
	自動車等破砕物	○	—	—
7	紙くず	○	—	—
8	木くず	○	—	—
9	繊維くず	○	—	—
10	動植物性残さ	—	—	—
11	動物系固形不要物	—	—	—
12	ゴムくず	—	—	—
13	金属くず	○	—	—
	自動車等破砕物	○	—	—
14	ガラスくず等	○	—	—
	自動車等破砕物	○	—	—
15	鋳さい	—	—	—
16	がれき類	○	—	—
17	動物のふん尿	—	—	—
18	動物の死体	—	—	—
19	ばいじん	—	—	—
20	産業廃棄物処理物	—	—	—
21	輸入廃棄物	—	—	—

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	—

複写禁止

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号第 02300016727 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

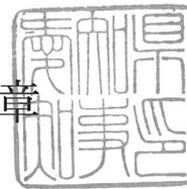
住 所 兵庫県尼崎市東浜町 1 番 6 号

氏 名 伊藤鋼業 株式会社
代表取締役 伊藤 英光 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 6 (2024) 年 12 月 3 日
許可の有効年月日 令和 10 (2028) 年 10 月 10 日

複写禁止

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 9 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 21 年 7 月 15 日 新規許可

平成 26 年 7 月 15 日 更新許可

令和 元年 7 月 15 日 更新許可

令和 3 年 10 月 11 日 更新許可（優良認定）

令和 6年12月 3日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

複写禁止

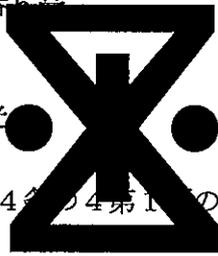


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

名 称 伊藤鋼業株式会社

代 表 者 代表取締役 伊藤 英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを認める。

尼崎市長 稲村 和美



許可の年月日 令和 3 年 6 月 7 日

許可の有効期限 令和 10 年 6 月 6 日

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬業 (積替え・保管を含まない。)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

① 廃酸

② 廃アルカリ

以上 2 種類

(2) 収集運搬業 (積替え・保管を含む。)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

① 廃酸 (廃バッテリーに限る。)

② 廃アルカリ (廃バッテリーに限る。)

以上 2 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	兵庫県尼崎市東浜町1番6号	
面積	15.4m ²	
種類	保管上限	積み上げることができる高さ
廃酸 (廃バッテリーに限る。)	9.0m ³	屋内保管
廃アルカリ (廃バッテリーに限る。)	1.44m ³	屋内保管

3. 許可の条件

(1) 当該特別管理産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

(2) 保管施設の維持管理を適切に行い、当該特別管理産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。

(3) 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 18 年 6 月 7 日 新規許可 平成 28 年 6 月 7 日 更新許可

平成 23 年 6 月 7 日 更新許可 令和 3 年 6 月 7 日 更新許可

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

複写禁止



許可番号 第 02851016727 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

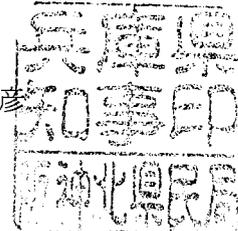
優良

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦



許可の年月日 令和3年8月18日

許可の有効年月日 令和10年8月17日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1. 廃酸
2. 廃アルカリ

以上2種類

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成19年6月12日 新規許可
平成24年6月12日 更新許可
平成29年6月12日 更新許可
令和3年8月18日 更新許可

4. 積替え許可の有無

有
尼崎市 第7168-016727号

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

複写禁止

許可番号 第02750016727号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

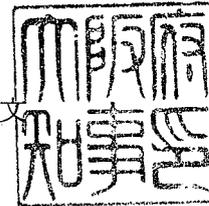
住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏 名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和3年11月24日

許可の有効年月日 令和10年11月23日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない
特別管理産業廃棄物の種類
1 廃酸
2 廃アルカリ
以上2種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成19年7月5日 当初許可
令和3年11月24日 更新許可
令和3年11月24日 優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

複写禁止



様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 02651016727

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和3年5月26日

許可の有効年月日 令和10年5月25日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①廃酸（廃蓄電池に係るもので、水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

②廃アルカリ（廃蓄電池に係るもので、水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以上2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成20年2月19日：当初許可
平成25年2月19日：更新許可
平成30年2月19日：更新許可
令和3年5月26日：更新許可（優良基準適合）

5. 積替え許可の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・

複写禁止

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏 名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾



許可の年月日 令和 4年 3月30日

許可の有効年月日 令和 11年 3月29日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
廃酸、廃アルカリ 以上2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成19年12月13日	新規許可、
平成21年10月26日	変更届(住所)、
平成24年12月13日	更新許可、
平成29年12月13日	更新許可、
令和 4年 3月30日	更新許可、
令和 4年 3月30日	優良基準適合

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

複写禁止

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

氏 名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤英光

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 3 年 12 月 13 日

許可の有効年月日 令和 10 年 12 月 12 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
特別管理産業廃棄物の種類

廃酸 (pH2.0以下のものに限り、特定有害物質を含まないものに限る。) / 廃アルカリ (pH12.5以上のものに限り、特定有害物質を含まないものに限る。)

(以上 2項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

複写禁止

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 19 年 10 月 4 日 新規許可
平成 29 年 10 月 4 日 更新許可
令和 3 年 12 月 13 日 更新許可 (優良認定)

5. 積替え許可の有無 無
市名 -

許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無



許可番号 第03050016727号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

名 称 伊藤鋼業株式会社

代表取締役 伊藤 英光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

許可の年月日 令和3年4月27日

許可の有効年月日 令和10年4月26日



1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- 2) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

1) 2) は、廃バッテリーに含まれるものに限る。

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成19年 8月14日 新規許可
平成29年 8月14日 更新許可

平成24年 8月14日 更新許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

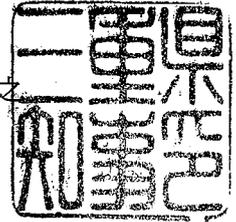
複写禁止

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号
氏名 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和6年10月25日
許可の有効年月日 令和11年10月24日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ 以上2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

該当なし

5. 積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

複写禁止

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号

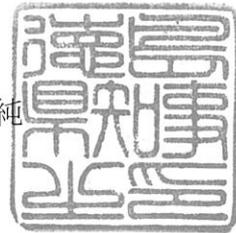
氏 名 伊藤鋼業株式会社

代表取締役 伊藤 英光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

~~第14条の5第1項~~

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和6年11月19日

許可の有効年月日 令和11年11月18日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃酸 (廃バッテリーに封入されているもので水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃アルカリ (廃バッテリーに封入されているもので水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

(以上2種類)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年11月19日 新規許可

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

複写禁止
有・無



許可番号03759016727

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号
氏名 伊藤鋼業 株式会社
代表取締役 伊藤 英光
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の5第1項~~ 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田 豊 人



許可の年月日 令和6年10月28日
許可の有効年月日 令和11年10月27日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）以上

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

余 白

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 余 白 許可番号 余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下 余 白

複写禁止

備考

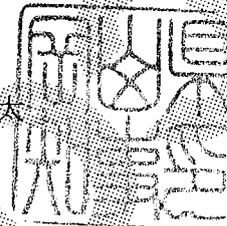
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番6号
名称 伊藤鋼業株式会社
代表取締役 伊藤 英光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和6年10月24日

許可の有効年月日 令和11年10月23日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和6年10月23日 新規許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

複写禁止

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う廃棄物の種類		積替え・保管の有無		
	取り扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類		
			取り扱う品目	限定がある場合 その内容	
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）					
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○	廃バッテリーに封入されているものに限る			
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○	廃バッテリーに封入されているものに限る			
4 感染性産業廃棄物					
5 廃PCB等					
6 PCB汚染物					
7 PCB処理物					
8 廃水銀等					
9 廃石棉等					
10 廃PCB等、廃水銀等、廃石棉等を除く特定有害産業廃棄物					
廃棄物の種類	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物	鉛又はその化合物 有機燐化合物 六価クロム化合物 砒素又はその化合物 シアン化合物 PCB トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トランス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン シマジン チオベンカルブ テウラム	ダイオキシン類 1,4-ジオキサン セレン又はその化合物 ベンゼン チオベンカルブ シマジン テウラム
燃え殻			/	/	/
汚泥			/	/	/
廃油			/	/	/
廃酸			/	/	/
廃アルカリ			/	/	/
鉱さい			/	/	/
ばいじん			/	/	/

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

複写禁止

許可番号第 02350016727 号

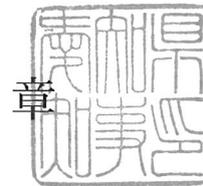
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町 1 番 6 号

氏 名 伊藤鋼業 株式会社
代表取締役 伊藤 英光 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀



許可の年月日 令和 6 (2024) 年 12 月 3 日
許可の有効年月日 令和 11 (2029) 年 12 月 2 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。
腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ
以上 2 品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

該当なし

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

複写禁止